

◆◆特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について◆◆

(平成20年3月5日 保医発第 0305005 号)より抜粋

吸着型血液浄化器 リクセル (20600BZZ00329000)

人工腎臓用特定保険医療材料の算定

イ 吸着型血液浄化器(β_2 -ミクログロブリン除去用)は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下の a から c までのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓(血液透析に限る。)を行う際に用いた場合に、初回の使用日から1年を限度として算定する。

また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下の b 及び c までの要件を満たすことを確認した場合に限り、更に1年を限度として算定できる。3度目以降の使用にあっても同様の取扱いとする。

- a 手術又は生検により、 β_2 -ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。
- b 透析歴が10年以上であり、以前に手根管開放術を受けている。
- c 画像診断により骨嚢胞像が認められる。

なお、本材料を使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本材料の使用開始日を記載する。

※ 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(官報 平成20年3月5日 号外第43号より抜粋)

040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)

(3) 吸着型血液浄化器 (β_2 -ミクログロブリン除去用) 22,000 円

製造販売元

株式会社 **カネカ**

大阪市北区中之島3-2-4 〒530-8288 ☎(06)6226-5256

販売元

株式会社 **カネカメディックス**

東京事業所 東京都品川区東品川2-5-8(天王洲パークサイドビル) 〒140-0002 ☎(03)5461-3080
大阪事業所 大阪市北区中之島3-2-4(朝日新聞ビル) 〒530-0005 ☎(06)6226-4505
札幌営業所 札幌市中央区南2条東1-1-14(住友生命札幌中央ビル) 〒060-0052 ☎(011)222-9501
名古屋営業所 名古屋市中村区名駅3-15-1(名古屋ダイヤビル2号館) 〒450-0002 ☎(052)561-4555
福岡営業所 福岡市中央区舞鶴2-1-10(ORE福岡赤坂ビル) 〒810-0073 ☎(092)761-2341
URL: <http://www.kaneka-med.jp/>